

H 165

800424

工事請負契約書

No.() ~ No.()

使用期間	20 年 月 日	～	20 年 月 日
所 属 名		担 当 者	

工事請負契約書

お客様控

契約日 20 年 月 日

裏面記載の約款およびクーリング・オフのお知らせもあわせて内容を十分 (別紙取扱商品カタログ等有) お読みになり、契約書の内容を納得されたうえで、記名押印願います。

本契約を証するため、本書2通を作成し、注文者・請負者それぞれ記名押印の上、各その1通を保有する。

甲 (注文者)	フリガナ		印
	氏名		
	様		
	生年月日 大・昭・平 年 月 日生 (歳)		
	〒	都・道・府・県	
住所			
電話番号	固定()	-	(設置なし)
携帯番号	-	-	(保有なし)
乙 (請負者)			
担当者氏名: 印			

1. 請負代金額 (税込)(10%対象 消費税等)

※左記金額には「3.一般管理費」が含まれます。
※消費税等は適格請求書保存方式（インボイス制度）に基づき端数処理しております。よって、各御見積書記載の消費税等の合計とは一致しない場合があります。
※契約の目的物引渡し時に消費税率の変更があった場合は別途精算します。

2. 工事名

①シロアリ防除工事 工事面積 m² 床下 m² 1階天井裏 m² 2階天井裏 m² その他 m²

役務名	単価(税抜)	数量	本体価格(税抜)
予防消毒	40m ² までの基本価格	¥100,000	40 m ²
	40m ² 超える1m ² 当たり	¥2,300	m ²
□ ヤマトシロアリ 駆除消毒	40m ² までの基本価格	¥140,000	40 m ²
□ イエシロアリ	40m ² 超える1m ² 当たり	¥3,300	m ²
予防消毒(切)※1	40m ² までの基本価格	¥88,000	40 m ²
	40m ² 超える1m ² 当たり	¥2,000	m ²
再消毒※2	40m ² までの基本価格	¥70,000	40 m ²
	40m ² 超える1m ² 当たり	¥1,500	m ²
増築予防消毒	1m ² 当たり	¥2,100	m ²
ペイト工法MK※3	40m ² までの基本価格	¥300,000	40 m ²
	40m ² 超える1m ² 当たり	¥3,600	m ²
ペイト工法MK(継続)※3	40m ² までの基本価格	¥220,000	40 m ²
	40m ² 超える1m ² 当たり	¥2,000	m ²
合計金額 (10%対象)			

※1 予防消毒(切)とは、弊社シロアリ消毒に伴う5年間の保証期間満了後、7ヶ月目以降5年内に行う消毒のことです。

※2 再消毒とは、弊社シロアリ消毒後5年間の保証期間満了に伴う消毒のことです。※3 ペイト工法MKは、保証がございません。

②家屋補強金物取付工事 (※特記) この工事は、耐震基準を満たす事を目的とする工事ではありません。

役務名	単価(税抜)	数量	本体価格(税抜)
家屋補強金物取付工事	100m ² までの基本価格	¥770,000	1
	100m ² 超える1m ² 当たり	¥5,500	m ²
合計金額 (10%対象)			

※お問合せ先

上記支店・営業所もしくは

本社お客様相談室(電話料)0120-39-3290(受付時間:8時30分から17時30分までの間)

株式会社サンックス

登録番号:T9290001107567

本社 福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号

代表取締役 稲田剛士

お客様相談室:0120-39-3290

③基礎補修工事

(※特記) この工事は、耐震基準を満たす事を目的とする工事ではありません。

役務名	単価(税抜)	数量	本体価格(税抜)
外基礎補修工事	20mまでの基本価格	新規	¥ 1
		追加	¥ 1
基礎高 cm / 工事長さ m	20m超える1m当り	¥	m
中基礎補修工事	10mまでの基本価格	新規	¥ 1
		追加	¥ 1
基礎高 cm / 工事長さ m	10m超える1m当り	¥	m
外基礎クラック補修工事	基礎高 cm	新規	¥
中基礎クラック補修工事(片面)	基礎高 cm	新規	¥
中基礎クラック補修工事(両面)	基礎高 cm	新規	¥
合計金額 (10%対象)			

④換気システム工事ほか

役務名・商品名	型式	単価(税抜)	数量	本体価格(税抜)
太陽電池モジュール	新設	¥	台	
	貿換	¥	台	
	単品	¥	台	
	セット※4	¥	台	
床下換気ファン S Oクリーンファン 2	新設	¥92,000	台	
	貿換	¥88,000	台	
	単品	¥83,000	台	
	セット※5	¥	台	
床下拡散ファン 2	SADF-4	¥66,000	台	
天井裏換気ファン	型	新設・貿換	¥	台
	型	新設・貿換	¥	台
	型	新設・貿換	¥	台
天井裏拡散ファン 2	SADF-4	¥88,000	台	
	貿換	¥83,000	台	
D Cコントローラ 2	SCDF-DD2	¥77,000	台	
床下調湿材「プレスマット®-S」敷設	SHCM-WP	¥3,300	枚	
「プレスマット®-S」:他商品※6と同時工事	SHCM-WP	¥2,800	枚	
床下防水工事 (1m ² 当たり)		¥2,500	m ²	
床下防水工事	シロアリ防除と同時工事の場合(1m ² 当たり)	¥1,000	m ²	
	床下換気扇※5又は基礎補修工事と同時工事(1m ² 当たり)	¥1,700	m ²	
合計金額 (10%対象)				

※上記金額には取付工事費が含まれています。※4、※5、※6については裏面参照

金額 (10%対象)

3. 一般管理費

※詳細は取扱商品カタログ設置基準・保証等のページ参照

金額 (10%対象)

4. 工事期間

着工可能日 20 年 月 日 ~ 完工予定期限 20 年 月 日

着工希望日 20 年 月 日	天候等の影響を考慮し、工期に幅(ゆとり)を持たせております。 また、天候等の影響によりご指定頂いた希望日に着手できない場合があります。
----------------	--

5. 工事場所

甲の住所と異なる場合のみ記入

6. 支払時期及び方法

□①銀行振込(引渡し後7日以内のお振込)	□④口座自動引落(・Web口座登録・口座振替依頼書)引落日※7は裏面参照
□②コンビニ払い(引渡し後7日以内のお支払)	□⑤その他 □引渡し当日()□
□③分割支払(ローン取組)	信販会社名:
支払期間: 20 年 月 27 日から 20 年 月 27 日まで	回数 回 支払総額 円
頭金 円 初回 円	2回目以降 円 ボーナス月加算 円 × 回

工事請負契約書

- 第1条** (請負者) 乙は、表面の「工事請負契約書」(以下、「本書」という。) 1項の請負代金額をもって、本書4項の期間内に乙の工事基準に基づき工事を完成しなければならない。
- 2 乙は、工事施工に必要な範囲で甲の水道および電気を使用することがあるが、甲はこれを了承する。
 - 3 乙は、工事施工のために換気孔の拡張、基礎・床板・天井板等に穴を開けることがあるが、甲はこれを了承する。なお、本項、第12条または第14条各項により生じた換気孔の拡張、穿孔等、汚損・染み・変色等や解体箇所の修復費用は本書1項の請負代金には含まれず、その修復費用は甲が別途負担するものとする。
- 第2条** (完成・検査・引渡し) 乙は甲に対し、工事完成後速やかに結果の説明を行い、甲の検査を受ける。甲は、検査により工事完成を確認した後、工事完了の証として直ちに乙所定の書類(以下、「施工カード」という。)の甲記入欄に署名のうえ、これを乙に交付する。当該交付をもって、工事が完了し、当該工事の目的物が甲に引渡されたものとみなす。なお、乙は、完成した工事ごとにその結果説明を行い、甲の検査および甲による署名済みの施工カードの交付を受け、当該工事を完了、当該工事の目的物を甲に引渡すことができる。この場合、請負代金の支払いも、個々に引渡された工事ごとに本書6項に従い行われる。
- 第3条** (請負代金の支払) 甲は、工事の完了を確認したとき、本書6項の支払方法によって、乙に本書1項の請負代金額を支払う。
- 2 乙が甲に請負代金の支払いを求めて甲がその支払いを遅滞しているときは、乙は、当該遅滞している請負代金額について、遅滞日数一日について年3分の割合で計算した損害金を甲に請求することができる。
- 第4条** (第三者の損害) 乙は、工事施工により第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由によるときは、甲がその責を負うものとする。
- 第5条** (一般損害の負担) 工事の完成までに当該工事の目的物または工事材料その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。
- 第6条** (契約不適合責任) 引渡された工事の目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)である場合において、当該契約不適合が存在する旨の通知が、当該目的物を引渡した日から起算して2年以内に甲から乙に対してなされたときは、甲は目的物の修補、代替物・不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が重要でなく、かつその追完に過分の費用を要するときはこの限りではない。
- 2 甲の供した材料の性質または甲の与えた指図によって契約不適合が生じた場合等、契約不適合が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は、履行の追完の請求、請負代金減額の請求、損害賠償の請求およびこの契約の解除をすることはできない。
- 第7条** (乙の請求による工期の延長) 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由または正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対してその事由を明示して、工期を相当期間延長することができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議のうえ、これを定める。
- 第8条** (契約の解除) 甲および乙は、相手方が正当な理由なくこの契約を履行しない恐れがあると認められるときは、この契約を解除することができる。
- 第9条** (反社会的勢力排除) 甲および乙は、相手方に對し、自己および自己が実質的に經營を支配している会社がつぎの各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、誓約する。
- (1)暴力団、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号、第6号にそれぞれ定義されるものに同じ。)、暴力団構成員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者および総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなどの暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行う団体もしくはその構成員または個人(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと (2)主要な出資者、役職者または実質的に經營に関与する者が反社会的勢力でないこと (3)反社会的勢力を利用しないこと (4)反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと (5)反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと (6)反社会的勢力と何らの取引関係(この契約に基づく債権債務を対象とした譲渡・担保設定その他一切の行為を含む。)もないこと
 - 2 甲および乙は、相手方が前項の表明・誓約に違反したとき、催告を要することなく直ちにこの契約を解除することができるものとする。また、違反当事者は、違反したことにより相手方に損害を及ぼしたときは、係る損害を賠償しなければならない。
- 第10条** (契約に関する紛争の解決) この契約当事者間において生じたこの契約に関する紛争については、甲乙間で別段の合意がない限り、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 【シロアリ防除工事に係る特約】**
- 第11条** 本書2項①のシロアリ防除工事とは、ヤマトシロアリとイエシロアリの2種類のシロアリをその対象とするものをいう。
- 第12条** 乙の工事基準概要はつぎのとおりであるが、甲の家屋の状況等により乙が選択し工事を行う。
- ①木部穿孔注入処理(床下の主要構造材等およびシロアリ被害箇所に対しドリルで穿孔し薬剤を注入する)
 - ②木部表面吹き付け処理(床下の主要構造材等およびシロアリ被害箇所の表面に薬剤を吹き付ける)
 - ③土壤散布処理(床下土壤全面に薬剤を散布する。ただし、井戸・池から5mの範囲内は粒剤を使用する)
 - ④コンクリート床および壁内穿孔注入処理(浴室・玄関・トイレの床および壁にドリルで穿孔し薬剤を注入する)
- 第13条** 乙は、工事基準に基づき、別紙「取扱商品カタログ」記載の薬剤の中から選択し、最大使用量以下の量を使用して工事を行う。
- 2 乙は、別紙「取扱商品カタログ」に記載する薬剤等について予告なく変更することがあるが、甲はこれを了承する。
- 第14条** 乙が薬剤処理を行う場合、工事場所の構造・材質・シロアリの被害状況等により、壁・柱・天井・床・建具等に汚損・染み・変色等が生じることがあるが、甲はこれを了承する。
- 2 シロアリの被害が甚大な場合、またはシロアリの巣を取り出すために、壁・床・天井等を解体する場合があるが、甲はこれを了承する。
- 第15条** 甲および乙は、本書2項①の工事がシロアリ防除を目的とするものであり、一般の害虫(ゴキブリ・ナメクジ・ムカデ・蟻・ダニ等)の防除を目的とするものではないことを確認する。
- 第16条** 乙は、工事完了後に「シロアリ防除施工保証書」を発行し、当該保証条項により5年間シロアリの発生(ペイト工法除く)に対し保証を行う。ただし、本書1項の請負代金額の全部または一部が支払われていない場合はこの限りではない。

【家屋補強金物取付工事に係る特約】

- 第17条** 甲および乙は、本書2項②の家屋補強金物取付工事が家屋の床下および屋根裏の主要接合部に補強金物を取り付けることによって、柱を土台から抜けにくくし、柱が倒れにくくすることを目的とするものであることを確認する。
- 第18条** 乙は、工事完了後に「災害補償制度(家屋)加入証」を発行し、工事完了後5年間に地震によって家屋が全損した場合には、乙は甲に対して補償金を支払う。ただし、本書1項の請負代金額の全部または一部が支払われていない場合はこの限りではない。なお、乙の補償制度は、つぎの各号のとおりである。
- (1)全損は、自治体による罹災証明をもって承認する。
 - (2)補償金額は、本書2項②記載の家屋補強金物取付工事に係る本体価格(修復費含まず)とし、限度額を100万円とする。

【基礎補修工事に係る特約】

- 第19条** 本書2項③の基礎補修工事について、乙は工事基準に基づき、別紙「取扱商品カタログ」記載の材料の中から選択使用し工事を行う。
- 2 甲は、乙の行う基礎補修工事の補修材が、現状基礎色と異なることおよび自然環境等により変色することを了承する。
 - 3 甲は、乙の行う基礎補修工事が、ひび割れの広がりや発生を完全に止めるものではないことを了承する。
- 第20条** 乙は、工事完了後に「再施工保証書」を発行し、当該保証条項により5年間施工箇所の損傷に対し無料で再施工を行う。ただし、本書1項の請負代金額の全部又は一部が支払われていない場合はこの限りではない。

◇その他特記事項(本書※4、※5、※6、※7について)◇

- ※4 床下換気ファン・床下拡散ファン・天井裏換気ファン・天井裏拡散ファンのいずれかと同時工事の場合に限ります。
- ※5 太陽電池モジュールまたはDCコントローラと同時工事の場合に限ります。
- ※6 シロアリ防除(ペイト工法除く)、床下換気扇(※5)、家屋補強システム、基礎補修工事のいずれかと同時工事の場合に限ります。
- ※7 支払方法が④口座自動引落において、Web口座登録の場合の引落日は、引渡日が10日迄のときは当月27日、引渡日が11日以降のときは翌月27日です。口座振替依頼書の場合の引落日は、引渡日が20日迄のときは翌月27日、引渡日が21日以降のときは翌々月27日です。

◇個人情報の保護に関する法律に基づく記載◇

- 第1条** 個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める「個人情報」をいいます。以下同じです。)の利用目的は、つきの各号のとおりです。
- (1)契約の履行 (2)アフターメンテナンスの資料 (3)サンックスグループの商品・サービス等のご案内とご通知 (4)サンックスグループにおける情報収集(調査・研究・統計資料等)
- 第2条** 前条の利用目的達成のため、個人情報の取扱いを委託する場合は、当該情報の安全管理が図られるよう、適切な監督を行います。
- 2 法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供しません。
- 第3条** 保有する個人データの本人または代理人からの開示・訂正・利用停止等のお求めに対応します。
- 2 保有する個人情報に誤りがある場合、お申し出いただいた情報について訂正等の必要な措置を行います。
 - 3 ご案内等が不要な方には、その旨をお申し出いただくことで、ご案内等を差し止める手続きを速やかにお取りします。
 - 4 開示等のお求めはサンックスグループ所定の申立書にて受け付け、サンックスグループの定める手数料をご負担いただく場合があります。
- 第4条** サンックスグループの個人情報の取扱いに関する苦情につきましては、株式会社サンックスお客様相談室までお申し出ください。
【通話料無料】0120-39-3290

〈クーリング・オフのお知らせ〉

1. お客様が、訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により無条件でご契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。
 2. この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはございません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用は事業者が負担します。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
 3. お客様が、クーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリング・オフをしなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。
- ※ 電磁的記録によるクーリング・オフについては当社のホームページ(<https://sanix.jp/coolingoff/>)をご確認ください。